

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例

概要版

(令和 7 年 7 月 1 日施行)

宇治市

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例について

近年、全国的に、近隣住民に十分な説明のないまま事業を開始したり、突然廃業するなどペット霊園に関するトラブルが発生しています。

宇治市では、トラブルを未然に防ぐため、市民の生活環境の保全、施設利用者の保護を目的とした「宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例」を制定し、ペット霊園や移動火葬業についてルールを定めています。

【ペット霊園とは…】

ペット用の墓地、納骨堂、火葬施設を持つ(併せ持つ)施設のことを指します。

【移動火葬とは…】

車両(自動車等)に火葬用の炉を積載し、火葬を行うことを指します。

【事業者の責務と遵守事項】

- ・ 利用者の心情に十分配慮し、周辺生活環境の保全に努めること。
- ・ ペット霊園では、ペットの死体を土中に埋葬してはならない。
- ・ ペットの死体や焼骨を丁寧かつ衛生的に管理すること。
- ・ 利用者にあらかじめ利用の条件、料金等について説明すること。
- ・ 利用者ごとに利用の条件等に関する書類を作成し、利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管すること。

【ルールが守られない時は】

市は、事業者に対し、必要に応じて次の措置を行うことができます。

- ・ ペットの死体の除去、またはペット霊園・移動火葬車両の使用禁止命令
- ・ 改善勧告
- ・ 改善命令
- ・ 設置許可、または移動火葬業許可の取り消し
- ・ 事業者名、住所、改善命令の内容の公表
- ・ 事業者に対する報告の徴収、立入調査の実施

ペット霊園をつくるときの主なルール

ペット霊園の設置(変更等)の許可を受けるには、手続きが必要です。

【許可手続きのフロー】



- ※ 近隣説明会は計画地から 115mの範囲の住民等に対して必要です。
- ※ 事業者が当該土地の所有権を有し、所有権以外の権利が設定されていない土地である必要があります。

【設置できる場所】

次の各敷地の境界から100m以上離れていること。

- 住宅・学校・福祉施設・病院・図書館・公民館・介護保険施設・障害者支援施設
- 都市計画法に規定する各種住居地域
- 文化財保護法等により指定された建造物
- 特別風致地区

【構造設備の基準】

ペット霊園の設備は、下記の要件を満たしていること。

- 全体
 - ・ 外部から見通せないための垣根や障壁
 - ・ 管理事務所、トイレ、給水設備、ごみ集積所等(必要に応じて)
- 墓地
 - ・ 雨水の排水施設
- 火葬施設
 - ・ 摂氏800度以上で火葬できる炉
 - ・ 空気の通風
 - ・ 炉内の温度計
 - ・ 助燃装置
 - ・ 二次燃焼室などばい煙・悪臭を予防するための装置
 - ・ 防音・防じん設備
 - ・ 消火器その他の初期消火に必要な設備

【ペット霊園の軽微な変更】

ペット霊園の設置者は、以下の軽微な変更をした場合、変更をした日から 30 日以内に届け出が必要です。

- ・ 許可を受けた者の氏名、住所
- ・ ペット霊園の名称
- ・ 納骨堂・火葬施設の規模の縮小

移動火葬の主なルール

業として市内で移動火葬を行う場合や移動火葬車両の台数・火葬設備の構造を変更する場合は、許可が必要です。

【構造設備の基準】

ペット霊園の火葬施設の基準と同じ。(2ページに記載しています)

【移動火葬車使用のルール】

- ・ 移動火葬車両に事業者名や連絡先、市の許可を受けていることを表示すること。
- ・ 移動火葬を行う際は車両を走行させないこと。
- ・ 収納、収骨を行う場合、公衆の目に触れないような措置を講ずること。
- ・ 収納、収骨を行う場合、臭気の発生を抑制する措置を講ずること。
- ・ 収納、収骨は学校・福祉施設・病院・図書館・公民館・介護保険施設・障害者支援施設や道路・河川・公園・その他公共施設の敷地で行わないこと。

※ 収納とは、移動火葬車両の火葬設備に、ペットの死体を収めることをいいます。

※ 収骨とは、移動火葬車両の火葬設備から、焼骨を取り出すことをいいます。

【移動火葬ができる場所】

移動火葬業者の所有地(※)であって、住居や人がいる建築物から 100m以上離れていること。ただし、次のいずれにも該当する場合を除きます。

- ・ 反復して移動火葬を行う場所でない。
- ・ 移動火葬を行う土地の所有者等が承諾している。
- ・ 移動火葬を行う場所が見える隣接する土地の区域内の居住者に、火葬を行うことを周知している。
- ・ 移動火葬を行う場所が集合住宅の敷地内の場合、居住者に周知している。

※ 土地の所有者が移動火葬を行う場所として使用すること、移動火葬によって生じた損害賠償に連帯責任を負うことを承諾している場合は所有地以外でも可としています。

【移動火葬業の軽微な変更】

移動火葬業者は、以下の軽微な変更をした場合、変更をした日から 30 日以内に届け出が必要です。

- ・ 移動火葬業の許可申請者の氏名、住所
- ・ 移動火葬車両の台数の減少
- ・ 移動火葬車両の保管場所、保管方法、自動車登録番号
- ・ 移動火葬を行うための土地の所在地、土地所有者の氏名、住所

既設のペット霊園に係る経過措置

期日までに届け出た場合、設置許可等を受けたペット霊園とみなされます。

条例の施行の際、すでにペット霊園を設置または設置工事等を行っている者で、令和 7 年 12 月 31 日までに市に届け出を行った場合、設置等許可を受けたものとみなされ、下記のとおり一部条例の適用外となります。

- ・ ペット霊園の設置できる場所の基準(2 ページ)は適用しません。
- ・ ペット霊園の構造設備の基準(2 ページ)への適合は努力義務となります。
- ・ ペット霊園の区域の拡大、納骨堂・火葬施設の変更等を行う場合、条例に定める許可手続きのフロー(2 ページ)が必要となります。

すでに移動火葬業を行っている者に係る経過措置

期日までに申請をした場合は、火葬設備基準への適合が努力義務になります。

条例の施行の際、すでに移動火葬業を行っている者は、令和 7 年 12 月 31 日までの間に限り、引き続き事業を行うことができます。

また、この間に移動火葬業の許可の申請を行った場合、移動火葬車両の構造設備の基準(2 ページ)への適合については努力義務となります。

その他の規定

【ペット霊園の例外規定】

次のいずれかに該当する場合は、ペット霊園を設置できる場所の規定(2 ページ)は適用しません。

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律の規定による墓地の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域内でペット霊園・ペットの納骨堂を設置や拡大等する場合
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律の規定による納骨堂の経営許可を受けた者が、許可を受けた納骨堂を含む敷地内でペットの納骨堂を設置、増設等する場合

【地位の承継】

以下の者は、ペット霊園・移動火葬業の許可を受けた者の地位を承継するものとし、承継があった日から 30 日以内に届け出が必要です。

- ・ 設置者からペット霊園を譲り受けた者
- ・ 相続人、合併または分割により設立される法人、その他一般承継人

【廃止の手続き】

ペット霊園・移動火葬事業者は、以下の各区分について廃止等する場合、それぞれ定める日までに届け出が必要です。

- ・ 墓地、納骨堂の廃止、墓地の区域の縮小(廃止、縮小の 30 日前まで)
- ・ 火葬施設、移動火葬業の廃止(廃止した日から 14 日を経過する日まで)

※ 墓地の廃止等をしようとする場合は、あらかじめ利用者にその旨を説明するとともに、埋葬された焼骨を他のペット霊園等に移すなど利用者の心情に配慮した対応に努める必要があります。

※ ペット霊園を廃止したとき、事業者は原状回復などの措置を講じる必要があります。

【ペット霊園、移動火葬業者の公表】

許可を受けたペット霊園・移動火葬業者の名称、許可番号、車両登録番号については、原則市のホームページに公表することとします。

【立入調査】

許可を受けたペット霊園(※)について、構造設備等について許可内容との適合確認のため、市職員による定期的な立入調査を実施します。

※ 対象となるペット霊園には、4 ページの「既設のペット霊園に係る経過措置」に規定する届出を行った既設ペット霊園を含みます。

【お問い合わせ】

宇治市人権環境部環境企画課

TEL:0774-20-8726

FAX:0774-21-0423

メール:kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp